

施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

(1) 最終処分量の削減 (計画書 P42)

| A 事業 | B 取り組み内容 | C H29.4 方針 | D 進捗状況 | E 効果、課題・問題点等 | F R5.4 方針 (案) | G 見直し(案) |
|----------|---|------------------|---|----------------------------------|------------------------|--|
| 最終処分量の削減 | <p>1</p> <p>(★)再資源化(セメント原料化、人工砂化及び人工骨材化)を推進</p> <p><概要> 最終処分量を削減し、環境負荷の抑制とごみ処理にかかる経費(埋立処分の委託経費)の軽減に努め、最終処分量がゼロの町を目指します。</p> | 継続 | <p>●ごみ焼却施設で出たばいじんや焼却灰はセメントの原料や人工砂、路盤材の材料として再利用している。</p> | <p>●再利用することで最終処分量の削減に繋がっている。</p> | 継続 | <p>●最終処分場の確保や限りある資源の活用のため引き続き実施します。なお、新ごみ処理施設稼働後については久喜市の調整結果によることとなります。</p> |

(2) 最終処分先の確保 (計画書 P42-43)

| A 事業 | B 取り組み内容 | C H29.4 方針 | D 進捗状況 | E 効果、課題・問題点等 | F R5.4 方針 (案) | G 見直し(案) |
|----------|--|------------------|---|--|------------------------|---|
| 最終処分先の確保 | <p>1</p> <p>県営処分場及び民間処分場を確保</p> <p><概要> 県営、及び民間の最終処分(埋立)の場を確保する。</p> | 継続 | <p>●「びん・缶」の残渣を群馬県草津町に、「不燃」の残渣を埼玉県寄居町に最終処分(埋立)している。</p> <p>●宮代町の最終処分量は県内の処理量が近い自治体と比較して少ないと言える。</p> <p>※埼玉県一般廃棄物処理事業の概要(令和2年度実績) [計画収集人口/総処理量/最終処分量] 総処理量に対しての最終処分量の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮代町[33,874人/10,119t/132t]0.01% ・上里町[30,893人/10,546t/371t]0.04% ・寄居町[33,059人/10,902t/240t]0.02% | <p>●今後も最終処分量の削減とともに、引き続き最終処分場の確保が必要。</p> | 継続 | <p>●資源化による大幅な最終処分量の削減が出来ているが、引き続き安定した最終処分場の確保が必要なことから継続とする。</p> |

| A 事業 | B 取り組み内容 | | C H29.4 方針 | D 進捗状況 | E 効果、課題・問題点等 | F R5.4 方針 (案) | G 見直し(案) |
|---------|-------------|---|------------------|---|--|------------------------|---|
| | 2 | <p>(★) 自区内処分の可能性について調査・研究</p> <p><概要> 資源化出来ない焼却残渣については管外の最終処分場で埋立処分を行っているため、今後も一層の最終処分量の削減とともに、自区内処分の可能性について調査・研究します。</p> | 推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●調査・研究の実施はされていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ●自区内での処分場の検討については周辺住民への理解が必要であることや、立地の検討が必要となる。 ●自区内での処分することにより、運搬にかかる環境負荷の低減が期待できる。 ●処分場の設置・管理の負担が発生する。 | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ●本来、家庭で出たごみ等の一般廃棄物の処理は、自区内処理するのが原則とされているため、自己完結性を高めるうえでも町内の最終処分場の可能性について調査・研究を行う。 |

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み（H29.4策定時）